

○(第二八七五号)(第二八七六号)(第二八八七号)

○国家公務員等退職手当法の一部改正に関する請願(第七三七号)(第八〇三三三)(第八〇四四四)(第八〇五五五)(第八〇六六六)(第八〇七七七)(第八〇八八八)(第八〇九九九)(第八一〇〇〇)(第八一一一一)(第八一二二二)(第八一三三三)(第八一四四四)(第八一五五五)(第八一六六六)(第八一七七七)(第八一八八八)(第八一九九九)(第八二〇〇〇)

○寒冷地給与改善に関する請願(第七三九号)(第一二六七号)(第一三三六号)

○公務員労働者のため「やめても安心して生活できる退職条件」の法制化等に関する請願(第七六九号)

○各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡是正に関する請願(第八五〇号)(第八八〇号)(第八九六号)(第九〇二二二)(第九〇八八八)(第九三九号)(第九四〇〇〇)(第九四一一一)(第九五九九号)(第一〇八三三三)(第一一七八八)(第一二二七号)(第一二五一一)(第一二九四四)(第一三三三九号)(第一四七七七)(第一五五五五)(第一八四〇号)

○故林勝太郎君(室蘭税務署所得税課勤務)に国家公務員災害補償法適用等に関する請願(第八九七号)

○茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願(第一一五九号)

○宮城県一迫町地域の寒冷地級引上げに関する請願(第二二〇二二)

○中小企業省設置に関する請願(第二二八六六)(第二三六七七)(第二三八三三)(第二三八四四)(第二四二二二)(第二四二四四)(第二四八三三)(第二四八四四)(第二四八五五)(第二五四三三)(第二五五七七)(第二五八一一)(第二六二二八)(第二六四九九)(第二六五五五)(第二六七九九)(第二六九四四)(第二六九九九)(第二七二四四)(第二七四四四)(第二七七〇〇)(第二八〇二二)(第二八二二二)

○行政職(一)及び医療職(一)俸給表撤廃等に関する請願(第二七六四号)

○防衛庁の国防省昇格に関する請願(第二七七六

号)(第二七九一一)(第二八二二二)(第二八五〇号)(第二八七三三)(第二八八八八)(第二八九五五)(第二九三六六)(第二九四四四)(第二九七四四)(第三一五八八)(第三一九九九)(第三二六〇〇)(第三二八八八)(第三二八九九)(第三二九九〇)(第三三一九一)(第三三一九二)(第三三一九三)(第三三一九四)(第三三一九五)(第三三二〇六)(第三三二〇七)

○元南洋庁から国際電気通信株式会社パラオ支社に移管された職員の恩給等に関する請願(第二九四〇号)

○官公労働者の基本権確立に関する請願(第三一八〇号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○継続審査要求に関する件

○委員長(熊谷太三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

内閣法の一部を改正する法律案を議題といたします。 本案は、去る二十五日衆議院から送付され、本委員会に付託されました。本案の提案理由の説明は去る三月八日に聴取いたしました。また、本案は衆議院におきまして修正議決でございます。それではまず、衆議院における修正点の説明を聴取いたします。衆議院議員山内広君。

○衆議院議員(山内広君) ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案に対して、衆議院において修正いたしました部分について簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

御承知のように、政府提出の原案におきましては、新たに内閣官房に内閣調整官及び内閣報道官を置くことにいたしましたのであります。衆議院における審議を通じて、内閣官房副長官との内閣調整官及び内閣報道官との間においてその職務分担のしかた、補佐のしかたに不明確な点があることが明らかとなり、また政府においては、さきの臨時行政調査会の答申に基づいて内閣機能強

化の具体案について目下検討中とのことでもありましたので、この際はこれを取りやめることが適当であると認め、修正を加えた次第であります。

以上をもって、衆議院修正の趣旨説明にいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 以上で、本案に対する修正部分についての説明は終わりました。議事の都合によりまして、本案は一応おきます。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、審議会等の整理に関する法律案を議題といたします。

本案は、去る二十五日衆議院から送付され、本委員会に付託されました。なお、本案の提案理由の説明は、六月二十一日に聴取いたしました。

それではこれより本案の質疑に入ります。関係当局の御出席は、福田行政管理庁長官、井原行政管理局長、岡内審議官、以上の方々でございます。質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○伊藤頼道君 本法案に関連して、以下二、三お伺いしたいと思います。まずお伺いしたいのは、いわゆるやみ審議会等についてこの機会に長官のお考えをただしておきたいと思うわけです。たとえば先般の労働省設置法を当委員会が審議いたしました際も問題になりました臨時家内労働調査会、これなどは従来から当委員会ではしばしば問題になってきたにもかかわらず、三十四年からそのまま存置されてきたわけです。このことはきわめて遺憾であると指摘申し上げなければならぬわけですね。

そこでお伺いするわけですが、現在この類のもの各省庁にどの程度置かれていのかという点と、また行管はこのことをどのように把握されておるかということ、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田篤泰君) 最初御指摘の臨時家内労働調査会につきましては、今回の国会におきまして正式の手続を経て審議も終わり、新たに成規の法律による審議会が設置を認める方向が固まっ

たわけでございます。なお、ほかに法律によらざる審議会各省にどうか、具体的には局長から答弁させますが、たゞいま物価問題審議会、その他まだ三、四あるわけですね。これについてどういう考えを持つかという御質問でございますが、本来からいえば、やはり審議会自体の持つ行政責任の問題であるとかあるいは本来の任務から申しまして、法律による正式の審議会あるいは調査会が好ましい姿であらうと思っております。ただ、これにとら

われない、いわば法律によらざる行政上の組織としての審議会についても、場合によりましては行政運営について全然価値がないともいえないと思っております。要は運用の方法でございますから、われわれの立場からいえば、なるべく行政責任の完全におきまして、正式の手続を経た調査会、審議会が好ましいと、こう考えます。

○伊藤頼道君 私が伺いましたのは、臨時家内労働調査会が、労働省設置法審議の際に問題になったということ、いま長官の御答弁では、これは正規な審議会ができたのだからということでありましかつても、私が指摘しておるのは、これがずいぶん前から当委員会が問題になっておったのです。臨時家内労働調査会が、にもかかわらず、長い間廃止されない、整理されないままに長い間存置されてきた、このことは遺憾ではないか、そういう角度からお伺いしておるわけです。

それから、以前に比べるとだいぶ整理されてきたわけですが、現在そういうやみ審議会等については、どの程度いま存置されておるのか、こういうことをお伺いしておるわけです。

○政府委員(井原敏之君) やみ審議会という御指摘でございますが、実は審議会が、という疑いがあるということだろつと思つて、閣議の口頭了解で社会開発懇談会という総理大臣のあれとしてこれは内閣に置かれております。それから経企庁に物価問題懇談会というのがございます。これは確かに御指摘のように、やや問題があるように見えるわけですが、実は行政管理庁といったしましては、考え方を整理しております。行政

機関が当面するいろいろな問題について各界の方々の意見を聞くという、こういうかまきは政府の各機関としてもあり得ることであります。またあつてよからう。ただ、これが合議体として統一した機関意思としての意見を出すということであれば、まさに御指摘のとおり八条違反でございしますが、そういうものは現在私どもはないと、こういうふうに考えておるわけでございします。

○伊藤道雄 現在にはなければいへんけれども、各省庁はこれのやみ審議会等については、行管に報告するところと、会議費とか日当をどこから出すのか、ちよつと出ないわけですね。そこで他の面から流用しておる、そういうことをよく承るわけですが、この真相をひとつありのままお答えいただきたいのです。いままではどうであつたか、今後はどうするか、そういうことでね。

○政府委員(井原敏之君) 前国会、今日まで当委員会、特に国家行政組織法八条違反の疑いのあるものにつきましては、厳重に行管は目を光らすようにという御注意をたびたびいただいております。けであります。そういうわけでありまして、私も今日までそういう面では各省庁に対して非常にきつい態度で臨んでおります。先ほど申し上げましたように、物価問題懇談会というのが個々の関係有識者の意見を聞くというわけでありまして、ちよい新聞等で報道されるところによりまして、勧告というようなことばを使つてあるわけでありまして、問題の機関意思を表明しておるようなまぎらわしいようなことばが事実上報道されております。こういう形につきましては、勧告ということばで出しておるのならば八条違反の疑いがあるということにもなると思いますが、これはそういう報道がされておるにとどまつておると見ておりまして、現在のところはそういう意味でもぐりのものがあるということは、きょう時点としてははないと、かように見ております。

○伊藤道雄 ひとつの立場としては、必要な審議会等について何でもかんでもこれは廃止せよというのを言うわけではないのです。ただ、必要な審議会については、法八条に基づいて合法的なものとして存置すべきである。合法的なものとして、法八条に基づく審議会にする必要がないならすみやかに廃止すべきである。ただ何でもかんでも廃止せよとは一向、一言も言っていないわけですね。そこで、そういうやみ審議会等があるならば、これを必要のあるものならひとつ法八条によつて存置すべきである、そういうことを主張し続けてきたわけですね。にもかかわらず、最近はいま御答弁のあるように、だいたい整理されてきて、ほんの二、三にすぎない。これも目安がついておると、そういうことであるのでたいへんけつこうであると思ふのだけれども、過去においては長い間当委員会はその問題を追及してきたように、相対やみ審議会等があつたことは、もう御承知のとおりです。このことはきわめて遺憾だと先ほど言つたわけ、これは見ようによつては行管の怠慢ではないかということすら出しておるわけですね。やはり行管の威令が行なわれないようでは、行政の民主化とか簡素化とか合理化とか、こういう目標には沿い得ないわけですね。

そこで伺ひするわけですが、今後は法八条に基づかない審議会等については絶対存置させない、そういう確信を行管長官はいまお持ちかどうか、将来のことはひとつ今後の問題ですから、過去はさうであつたけれども、今後は一体どういうつもりか。

○国務大臣(福田繁憲君) 先ほどお答えしたとおり、やはり原則的には法八条による、成規の法律による審議会が望ましいものである。ただ、行政運営の上でこれによらざるものも、運用自体によりましては効果もあると思ひますが、御指摘のとおり、これが乱設されましたり、あるいはまた、日当等につきましても、費用の面についても不明確あるいは不明瞭があるとかということとは決していいことではありませぬ。原則としてはあくまで法八条による成規の審議会が原則であるというたてまえでこれは見てまいりたいと考えております。

○伊藤道雄 いまの御答弁だとちよつと納得できないのですがね。原則としては法八条に基づく審議会等にしたいと、しかし、法八条に基づくかないものでも有効なものもあるということになる、こういうやみ審議会等については永久に存置されると思ふのです。こちらの言っているのは、必要な審議会はつくつてはいけなかつたか、すぐ廃止しないといふ言ひではない。ただ法八条に基づいて合法的な審議会にすべきである、こういうことを長い間当委員会で追及し続けてきたわけですね。したがつて、原則としては法八条に基づく審議会等とするけれども、しかし、法八条に基づくかない審議会等でも効果をあげておるものもあるからということになると、それは依然として存置するということになるわけですね。そのところどうもあいまいもことしとおると思ふのですが、やはり行管の立場では明確に法八条に基づかないものは今後はつくらせない、つくるべきではない、そういう基本方針であつてしかるべきだと思ふのですがね。そういうことから今回のこの審議会等の整理に関する法案も出てきたと思ふ。その一つの手始めだと思ふのです。そのところひとつ明確に御答弁いただきたいと思ひます。これはきわめて大事な基本的な問題でありますから。

○国務大臣(福田繁憲君) 数年来国会で問題になりました、先ほどの家内労働の問題、これも先般の参議院の予算委員会、私は、社会的な重要性があると見てそれに基づく審議会設置が好ましいと御答弁したわけ、その線に沿ひまして事務的に折衝して正式に法律による審議会が認められることに相なりました。これは基本的な私どもの態度でありまして、特にいま御指摘の、いわゆる今の審議会等の整理につきましては、これは単なる第一歩でございまして、初めは九十五を考へましたが、いろいろな意味合いで三十しかできませんが、これは単なる第一段階です。これを機会に

毎年不用あるいはその他の条件に適合しないものは整理していくということが私どもの基本方針で、行政簡素化上この方針は一貫して持つてまいりたい。そういうたてまえから言ひますと、先ほど原則と申しましたが、いま御質問の基本方針としては、当然法律による正式の審議会が好ましいものであり、またそれが正しいと私言つて差しつかえないと思ひます。ただ先ほど申し上げるとおり、これは第一段階の整理でございします。整理の過程において各関係省庁も当然これは自願してまいるのでありまして、ただ絶対に一つも認めないといふ言い切れるかどうか、私はきわめて例外的な場合には行政運用の点で認める場合もあり得るという場合を考へまして、そう答へたわけでありまして、基本原則、根本原則はあくまで法八条による正式の審議会が正しいし、その方向へ持つてまいりたい。また同時に、絶えず一定の条件に沿わぬものは整理していく方針でありますので、当然その方向で私どもは処置してまいりたいと考えております。

○伊藤道雄 そうしますと、基本方針としては、法八条に基づかないものはつくることが好ましくないということ、まだ不安があるのですがね。場合によると例外的にそういうものを言つてくる場合があるかもしれない。そういうものは認めざるを得ないようなことになる、それは確たる基本方針とは言えないと思ふのですがね。やはり審議会等については法八条に基づくもの、これが一番正しいわけですね、合法的でもある。だからぜひ必要な審議会等については、法八条に基づき審議会にすればいいわけですね。われわれ反対していないわけですね。何でもかんでもつくつたらいかぬ、廃止しないといふ言ひではないわけですね。それはもちろん類似のものは統合するとか、必要なくなつたものは廃止するとかいうことは、これは今後の問題で、当然起り得るわけですね。使命を達したものはもういいわけですから、これは廃止する。そういうことは別の角度から論議せらるべきであつて、審議会を各省庁がつくるべき

には、行管と十分連絡をとって、法八条のものにする。絶対例外は許さない、そういう基本態度ではないのですか、例外は認めるのですか。

○政府委員(井原敏之君) ちょっと長官が申し上げました点を、私事務的に補足させていただきますが、長官の申し上げた原則的と言いますのは、むしろ法に基づかないものをつくらせないというこは、これは大原則でございまして、例外はないわけでありまして。ただここに学識経験者の話を聞くというふうなもので、それがまともな場合、勧告というふうなことを併称されるような場合には、まことにこれ法違反の疑いがありますが、個々の学識経験者から一切聞けぬということもないわけでありまして、問題は機関意思として、合議体として、意見の具申とか勧告というものが出てくるときに、八条を踏んでおらぬものは違反になるわけでありまして。したがって、例外的にあり得るといふことは、いまの物価問題懇談会のように、これも勧告なんというこばを使っておくことは、これはだ不本意でありまけれども、個々のその道の学識経験者といろいろ企画庁長官が懇談をしておる、それを聞いておるといふことのようでありまして、物価問題懇談会という八条機関がでなくて、それが会議をして議事規則をもつて多数決で意見をきめて政府に言うというあらたまったこともやるといふならまさに法違反であります。そういうものは無論認めるつもりはない、こういう趣旨でありまして、この大原則には例外もあり得るといふことを申し上げたわけではないというふうな御理解いただきたいと思ひます。

○伊藤道雄君 そういうことであれば一応了承できるところですが、そこで時間の関係もありましてから次にお伺いいたしますが、審議会等の委員の人選ですね、ということ、多数の兼職をやっておる委員の方があるわけですね。このことについては、昭和三十五年の第三十四国会で、当委員会ではこういうことに附帯決議がつけられたわけです。「同一人が多数の審議会等の委員に任命さ

れている現状は審議会等の運営に支障を来たすおそれがあるが故に、今後委員の人選についても十分留意されんことを強く要望する。」こういう意味の附帯決議がなされたわけですね。こういう附帯決議が当委員会に付せられたということはその裏を返せば、その当時とにかく審議会等の委員が非常に重複して任命されておった。兼任が非常に多かったというこ、こういうことの現状を憂うのあまり各党共同で附帯決議がつけられたわけですね。そこで政府でも三十九年九月に、閣議でこういうことがきまっておるわけですね。各種審議会委員等の人選について、一つは清新な人材を起用する。二つとして、兼職数は最高四つとする。委員は長期にわたって留任させない。四つとして、当該省庁出身者はその省庁の審議会委員に任命しない。こういう決定が閣議で行なわれておるわけですね。そこでお伺いするわけですが、現在までこれらの趣旨はどれほどひとつ徹底されておるのかわからないか、こういう実情をひとつありのまま御説明いただきたいと思うのです。

○政府委員(井原敏之君) この国会の御意思によりまして、三十八年に閣議了解をいたしておりました。兼職は四つ以下というこだったと思っておりますが、それ以後の状況をま見しますと、一時は非常に兼職が多かったわけでございますけれども、この傾向は漸減されておまして、現在では完全に閣議了解の線が実行されておるわけではありますけれども、兼職五つが昭和四十年八月現在で四十六人、六つが二十四人、七つが十三人、八つが八人、九つが六人、十が三人、十一から十五が四人、十六から二十が一、これは三十三年の時点と比べますと非常に事態は改善されております。閣議了解の線そのまにはなっておりませんけれども、これは今後とも十分留意してまいりたいと考えております。

○伊藤道雄君 一人の委員が十五とか十六の各種の審議会等を兼職されておったのでは、それを専任としておつてもなかなかもって、各種審議会等の重複する日時もあるわけですね。そうすると、十

六も兼ねてそれぞれの任務を遂行することはとうていできないわけですね、極端の場合ですと、十五、十六ということになると。それは三十年代から見ますと、最近では相当整理せられておると思いますが、やはり附帯決議の趣旨からいっても、閣議決定からいっても政府はこういうことをひとつ十分規制していこうという方針を打ち出されておるわけですが、せっかく方針は打ち出されても実行されなければ意味がないわけですから、特に四項には当該省庁の出身者はその省庁の審議会委員に任命しないということも決定されておるわけですが、これは現在はどういう実情ですか。

○政府委員(井原敏之君) 二百九十現在このたぐいものがあります。一般公務員が参加しておるものは今度の改正で全部排除されることになると思ひます。

○伊藤道雄君 この審議会等の設置にあたってきわめて大事な問題は、委員の人選ということであらうかと思ひます。この委員の人選が文字どおり公平、公正に行なわれるならば、これは問題なくその審議会等の趣旨にかなった答申がなされると思ひますが、これはもし不幸にして公平、公正を欠いた場合には、せっかく審議会をつくった意味が全くななくなってしまうと思ひます。場合によっては、むしろ非常に危険な結果も出てくるであらう、そういうことが予測されるわけですね。たとえて申し上げますと、最も明確なのは憲法調査会です。この憲法調査会の委員は、最初から憲法改正論者を数多く集めて、憲法改正反対論者をはんの言ひわけ的に一部入れて憲法調査会が発足したわけですね。したがって、この憲法調査会が発足した最初からどのような答申が出るかというこはわれわれも事前には方向は明確であつたわけですね。案の定、そういう改正を前提にした答申が出されておる。これは一つの例で、いま憲法論議をする時間じゃございせんから、これはしばらくおくとして、そういうふうな委員の人選がいかに重要であるかということがこのことから立証されると思ひます。

なお、たとえば先般問題になりましたいわゆる公務員制度審議会、これは最近非常に問題になったわけですが、これは結論としては政府御用審議会だという批判を相当受けておるわけですね。これも委員の人選を誤ったのではないか、そういう危惧を持たざるを得ないわけですね。

それから非常に問題を起こしてまいりました祝日法の改正案も、去る二十四日参議員文教委員会で一応可決されたわけですね。そこで建国記念日審議会の人選などについてこの二十四日にわが党の小林武委員が政府の見解をただしたのに対して、御承知のように、佐藤総理からこういう答申が出ておるわけですね。国民がこぞって祝う祝日の性格にかんがみ、祝日法の運営については、世論の対立を避けるよう円満な運営をしたい、こういう答申がなされておるわけですね。また、その附帯決議も付されておるわけですね。で「政府は、日本国憲法のもとで国民が挙げて祝う祝日の性格に鑑み、祝日法の運用については世論の対立をさけるべきである。よって次の事項については適確なる措置をとるべきである。一、今回の如き政令による施行は例外的便法なることを考慮し、政府は、審議会委員の人選にあたっては、三党と話し合う等、公正慎重を期し円満に行なうよう措置すること。二、審議会の運営については公正不偏広く国民各界各層の要望にこたえ特段の配慮をするこ」と。まあこういう意味の附帯決議も同時に付されて、二十四日文教委員会で最終的な結末がついたわけですね。こういう事態もありますので、したがって、建国記念日審議会の委員の人選について、これはもう万全の配慮がなされてしかるべきだと思ひます。さういふ点について、行管長官としてはどういうふうにお考えになるか、この際行管長官としての御見解をただしておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田繁泰君) いま建国記念日の委員の人選問題その他についてもお話がありました。が、これは総理府で所管事項として扱われるわけですが、御指摘のとおり、委員は公正公正である

ことは当然でございます。私も関係官庁のその人選に対する方法、結果については良識を信じておるわけであり。最初から一定の結論を予想し、あるいは不公平な人選というものは決して許されるべきじゃない、関係の人々の良識を私は信じて、公平であることは当然であろうと考えております。

の弊風はまだ一掃されておられません。遺憾ながら私は事実であらうと存じます。これではあくまで行政簡素化あるいは能率化をはかるという点から見まして一つの障害でございまして、どうしてこの壁を打ち破るか、私も実はいろいろ苦勞をいたしておるわけであり。最近、特別調査も発足し、行政実態を調べるということも、この壁を破るいわば客観的な一つの資料の整備でござい

ね。これは先ほど御答弁はあったわけですが、今度も、今度は第一段階で、次々にやっていくのだと、そういう御指摘はあったわけですが、それならそれで了解できるわけですが、最初三十四として、今後はどういふうめどでこれを整理していこうとするのか、このことについて伺っておきたい。

ておるようなたぐいのものは、こういう八条機関にせずには非常勤の試験委員を採用して運用する。こういう三段の方法をやったわけでございます。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、各省庁は盛んに審議会等を設置するわけですが、その答申が出た場合で、その当該省庁にとって都合のいい答申がなされると、これはまあ答申は尊重するということまでで、この当該省庁にあっては、たまたまその当該省庁にとってあまり都合よくない、どうも都合が悪いというよう

近、行政監理委員会からも、臨調の線に沿ったあるいは臨調を離れても、当然改善すべき行政機構の整備についても少し実現を早める、いわば役所のセクショナリズムを打破するために勇気を持って政府が処すべきだという意見も実は相当強く打ち出されております。これにつきましては、

○国務大臣(福田繁泰君) 最初、昨年の秋あたり目標にしましたのは大体九十五、六、ほとんど連日関係各省と折衝を事務局で熱心に重ねました。また、与党側におきまして特に政調に小委員会を設置いたしました。政調の協力でもとめて

それで第二段の方法はどういう方法でやるかというお導ねでございますが、行政監理庁は行政監理委員会と一体となりまして、第二段の作業を進めようと思っております。実は臨時行政調査会も、審議会等のあり方等について相当基本的な提案をしてあります。今回の第一段整理について

な答申が出されると、その答申は無視されてしまつて、なかなか実現されない、こういう傾向が從來あったわけ。この最も最たるものは臨調の答申です。臨調の答申に対する各省庁の意見を見ると、やはり自分の省庁が非常に拡大されるとか強化される、こういうことについてはみんな賛成しているわけですね。ところが、当該省庁があるいは統合され、あるいは機構が縮小される、こういうことについてはまづこうから反対しておるというふうに、当該省庁に都合のいい点は答申を尊重するんだというたてまに立って、ほとんど実現に移しておるわけですが、当該省庁に都合のよくない、どうも芳しくないというような答申がなされるとなかなかもって実現に移されない。臨調の答申の結果を見ると、このことが明確に指摘できると思ふんですね。これはまことに憂慮にたえない問題だと思ふんですが、このことについて行管長官としてはどのようにお考えになっておりますか。

内閣では官房長官、また党では副総裁といったような方々も、いろいろ具体的にどうすれば従来の弊風を破つて、総理も非常に強く要望されております行政の簡素化の実現をはかるかといったような具体策を求めている協賛中でございます。ただ回答を求めるといふのは勧告しただけでは、遺憾ながら今日の実情では実績がある見込みはございません。したがって、新しい観点からの客観的に正しい資料を整備した上で、相当の勇気を持って一つの意見を取りまとめる。それがまた総理の強い指導力によって、関係大臣に場合によりましては指示をするというところまでいかなければ、並立的な役所だけではどうも私ども考えているようなことは達せられない。いま寄り寄り具体的な実効をあげる方法について協議中でござい

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、審議会等の整理についてこの際お聞きしておきたいと思うのですが、最初行管としては、今回の審議会等の整理についてはおおよそ二割をめどとして整理したいと、そういう立て方であったように伺っております。本家によると、整理されるものはわずかに三十四くらいになっておると思うのです。

○伊藤道君 今廃止となる審議会等の予算については一応廃止となるから、これらについては不用となるわけですね、一応。そのところはどうか、統合するものとか、試験委員制に改めるもの、こういうのを通じて、予算上どの程度の節減が見込まれるのか、こういうことについて伺いたい。

○国務大臣(福田繁泰君) 臨時行政調査会の答申につきまして、各関係官庁から一応文書による回答を求めました。御指摘のとおりでございます。いわば権限縮小あるいは委譲等については、臨調の答申に対してほとんど否定的と申しますか、いわばななかりをがらんとするやうな從來

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、審議会等の整理についてこの際お聞きしておきたいと思うのですが、最初行管としては、今回の審議会等の整理についてはおおよそ二割をめどとして整理したいと、そういう立て方であったように伺っております。本家によると、整理されるものはわずかに三十四くらいになっておると思うのです。

○政府委員(井原敏之君) 今回は、法改正の要綱に書いておられますように、おおよそ任務の終了したものであるいはきわめて不活動なもの、これを廃止します。関連事項の審議事項を持っておるものは思い切つて統合する。それから国家試験をや

○政府委員(井原敏之君) 廃止になりますものは大体当初から予算的にも最小限度の予算をつけておりましたが、ただ廃止以外のものにつきましては、委員の手当あるいは会議費的なものは残るわけでございます。私も試算によりまして、今回の統廃合で予算に響く額、不用額として出るものは二百五十万程度のものではありまして、国費節減という点では微々たるものであらうと思ひますけれども、別の意味で非常に意義がある、かように考えております。

いたしますが、統合されるということになると、その統合されたほうの委員は今後どういうことになるのか。まあ廃止ということになれば当然自然解消になるわけですね。そういういろいろの場合が出てくると思うのですが、その委員の今後の措置は一体どうなるのか、この際承っておきたい。

○政府委員(井原敏之君) 廃止は御指摘のとおり問題はございませんが、統合につきましては、大体大きなものについては五つを一つにするということになっておりますので、委員をトータルいたしますと百二十人というふうな合同そのものの委員を並べることになる、そういうものもございす。そこで臨調は、こういうたぐいのものの委員の構成は、まず二十人が限度であるということをしていうわけでありまして、この際五つを一つにしまして、二百何十人おられる委員を一挙に二十人にするというにはまいりませんけれども、相当思い切ったひとつの漸減方式で措置したい、かように考えております。

○北村暢君 一点だけ関連して御質問しておきますが、いま伊藤委員から委員の整理の問題についてお話があったのですが、たとえば農林省の畜産関係の委員会は四つか五つを一つにする。それに国会議員が委員として従来参加していただくわけなんです。そうしますと、二十名ということをやりますと、国会議員を参加させるかさせないかという問題が一つ問題になるだろうと思う。いまこれいろいろ問題で議論になっている問題でありますから、この新しく再編成する審議委員の中には国会議員というものを入れられるつもりなのか、国会議員というものは今後審議会に入れないという方針なのか。直ちに現在参加しているものがあるのですから、七月もしくは十二月、三月三十一日までやるということになれば、この問題の結論を出さなければならぬんじゃないか、このように思いますので、国会議員の審議会参加に対する方針をひとつ伺いしておきたい。

○国務大臣(福田繁泰君) 臨時行政調査会の答申

では、御案内のとおり、国会議員を入れることが好ましくないという否定的な方針であります。しかし、これはケース・バイ・ケースで審議会の審議の内容によりましてはむしろ国会議員が入ったほうが適切な場合もあるわけです。そこで最近の一例としましては、米価審議会でございますが、農林大臣等とも話し合いをいたしまして、とりあえず今度はそのまゝ入っていただく、今後はむしろ政治的な色彩をなくすという立場からこれは抜いたらどうかという話も実はあるわけです。しかし、これは一審議会の問題でなく、全般に関する御質問のような問題が残っておりますので、これは早急に調査会、審議会という性格をもう少し抜本的に掘り下げる問題と並行して、国会議員を除くべきか、あるいは入れるとすればどういう性質で入れるべきか、少しはつきりした範疇をきめたい、こう考えております。

○委員長(熊谷大三郎君) それでは議事の都合により、本案の質疑は一応おきまして、次に再び内閣法の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。関係当局の御出席は、橋本内閣官房長官、竹下官房副長官、高柳内閣審議室長、吉國內閣法制次長、以上の方でございます。質疑のありになる方は、順次御発言を願います。

○伊藤道雄君 内閣法については私が御指摘申し上げるまでもなく、臨調の答申と密接な関係があるかと思うのです。そこでまず官房長官にお伺いしたいのは、官房長官としては、臨調の答申に対してどのような考えをお持ちなのか、もちろん具体的な問題でなくて、基本的なお考えはどうなのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(橋本登美三郎君) たぶん行管長官から御答弁があったと思いますが、臨調の答申の線は政府としてはこれを尊重して、できるものから順次にこれが実現をいたしてまいりたい、特に佐藤総理は行政機構の簡素化と申しますが、チープ・ガバメントということのみならず公開の席

上で言っているような状態であります。とともに、やはり能率ある機構、これは臨調の答申の基本的な線だと思えます。その線に基づいて順次これが改善をいたしたい、かように考えておるわけでありまして。

○伊藤道雄君 この臨調の答申には、内閣のいわゆる機能強化ということが大きな柱としてあげられているのです。そして行政の統一性の保持と、あるいは内閣と政党との連絡、あるいは行政機関相互の提携の緊密化、こういう点がやはり機能強化に必要であるという点を指摘しているわけです。そこでその実現のためには、具体的に今度になってくるわけですが、まず内閣府の設置と、あるいは内閣府に総務庁と総合開発局庁を設置すべきである、こういう点とか、内閣総理大臣直属の、そのブレーンとして内閣補佐官を若干設けて強化すべきである、こういう意味の答申がなされておると思うのです。そこでこういう具体的な問題になってまいりましたが、官房長官としては、この点についての答申に対して、どのようにお考えになるのか、それを前向きで尊重して実施に移そうとするのか、そういう心がまえについてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(橋本登美三郎君) 臨調の内閣府設置及びその機能、これを臨調としてはかなり本質的な答申のまあ大きな眼目だろうと思えます。政府もそのように受け取っております。ただこの問題はかなり技術的な問題でもって、現在の行政機構というものをどういう形で進めていくか、内閣府の設置に伴って、関係各省との関係もかなり措置を講じなければ、内閣府を設置して国務大臣を内閣府長官にあて、かつこれは副総理ということになっております。それだけにこれは非常に技術的な問題でありますので、実はこの臨調の答申を受けました際に、内閣で二、三回これがまずフリー・トークの形で議論が進められたことがありますが、もちろん特に記録には残してありません、自由発言でありますから。そこでその際に、各関係の意見としては、この問題は内閣の機構全体に関

連する、しかもかまねになる問題である、したがって、この問題を具体化するためには、内閣全体の機能の新しい姿を発見する必要があるかなり重大な問題であって、いま臨調答申を受けて、直ちにこれが実現に向かうということにはなかなかむずかしい問題がある。したがって、できるだけ早い機会にこの問題を中心にして、関係方面、あるいは学識経験者の意見も徴して、そうしてこれが消化に努力する必要があるというふうな意見が閣僚の大部分の意見を占めまして、その後行管長官がそれぞれこれが検討を個々に加えてまいったのであります。何しろ問題が少し大き過ぎる問題でありますために、まだ結論を得るに至らない状態でありまして、そういうふうな事情で、基本的なものの考え方として、いわゆる現在の国政のあり方から見て、さような一つの考え方は技術的な改革をやる場合には、ある意味においては必要であるとも考えられますけれども、いまの機構をそのままにしておいて、それだけを取り上げて――もちろんそうでもないのではありませんが、ややとすればその点が強く出過ぎているのですが、さような形でこれを取り上げることがなかなかむずかしい状態にある、かようなことで、まず政府としては、臨調の中でいま即座に現機構の中で取り上げられるものを順次これを取り上げていくというところで、目下これは検討中の中に入っているわけでありまして。

○伊藤道雄君 いま御答弁があったように、この問題は非常に大きな柱になっておるので、私も私どもとしてはこれは早急に実現に移される、そう安易には考えていない。だがしかし、臨調の答申については基本的には、前の池田内閣もそうでありましたが、これを受け継いだ佐藤内閣においても臨調の答申は基本的には尊重するという方向でできているわけですね。そういう考え方を踏まえて、少し大きな問題であってもそのために内閣を強化して政治をそういう方向に持っていくという、そういう考え方に立つならば、やはり真剣に前向きに取り組んでいくという姿勢が大事であるかと思

うんですがね。そういう点については十分お考えがあらうかと思うんですが、その点を一点お伺いしておきたい。

○政府委員(橋本登美三郎君) 伊藤委員のおっしゃるとおり、われわれもその御意見に同感であります。ただ、先ほど申しましたように、事問題はなかなか重大問題でありまして、いま直ちにこれが実現をはかることの困難がある。改善の策として、あるいは現機構とある程度マッチし得る改善策というものがないかどうか、そういうことで、これも福田行管長官等とも十分検討してまいったわけでありまして、今回内閣法改正として出しましたのは、必ずしも本質的にはこれとは一致はいたしておりません。本質的には一致はいたしておりませんが、たとえば総理大臣の補佐役としての内閣官房長官の地位を高めると同時に、非常に官房長官に集中されつつある非常に多種多様な業務を処理するための手段として調整官及び報道官等を考慮に入れてまいったわけでありまして、しかし、これも臨調でいうところの内閣補佐官とは性格を異にいたしております。その意味において、衆議院においては種々の意見もこれあり、御承知のような結果として参議院に回付された、かようにわれわれは理解をいたしております。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、内閣の調整官とか報道官についてはすでに衆議院の内閣委員会では修正の上削除されておりますので、この点だけについての御質問を申し上げる必要性はだいぶ薄らいでしまったわけですが、したがって、そのことについて多くをお尋ねいたしませんか、だがしかし、やはり政府の考え方的一端はこういうことからもうかがわれるという、そういう意味合いからごく一つ二つの問題についてお伺いしておきたいと思うわけですが、その今回の調整官とか報道官の設置については、これは官房事務の急増に対処するための処置としては当然であらうかと思うのですが、臨調のいうところのいわゆる内閣府の強化にはならなかったのではないかと、こういう点

でどうも問題があったように思うのですが、この点をこの機会に明らかにしておきたいと思ひます。

○政府委員(橋本登美三郎君) おっしゃるとおりの考え方では衆議院においては修正されたと考えております。私たちが政府側としてこれを提案するにあたっては、いわゆる臨調答申にいうところの内閣補佐官的な性格ではない、事務的な、多量な事務を処理するための緊急やむを得ざる措置としてこれを提案したのだ、ここに問題があったようにあります。そこで、行管長官からして内閣府の設置及びそれに伴う内閣補佐官制度を直ちに実行するかどうかの問題は、これからの検討ではあるが、しかしながら、行政機構全般にわたってなるべく早い機会に、いわゆる機構に関連する問題も今後これを検討して考えてまいりたい、かような長官からの意見もあり、さようなことであるならば、しばらくの間であるからして、いわゆる緊急やむを得ざる事務処理のためにこの種のものをいま急速に置く必要はないのではないか、こういうような皆さんの御意見に従って政府もこれを同意をいたした次第であつて、必ずしもこれは内閣補佐官のほうとは考え方を異にしている。ただ実際問題からいいますれば、今後先ほど来から予算の問題等にお話がありました、そういう面では実際問題として、あるいは正式の予算関係関係会議という形式をとらずとも、やはり横の問題、関係省の問題というものは、今日の一つの問題を片づけるにしても、三省ないし、五省ぐらいの関連が多いわけでありまして、そういう意味で、いわゆる実際的には関係協議会というものを活用して臨調の精神を運営的にこれを処理してまいりたいし、また、やらなければならぬ問題が多々あるわけでありまして、さような意味で、いわゆる法律としてこれを局部的な改正を行なうことがいいのかどうかという議員各位の御意見に従って、この際は調整官及び報道官をあきらめざるを得なかつた。どうも自分が国務大臣になるだけに、どうも自分を出したような形になって、ちょっととれく

さいところもありますけれども、やむを得ざる事態であるとも承知しているような次第であります。

○伊藤道君 内閣法の第十三条第三項ですか、この現行法におけるこの条項を見ますと、現在でも官房長官には国務大臣をあてることがもう可能なんです。にもかかわらず、今度官房長官を大臣にすることは直接一応官房長官を大臣にすることだけのように考えられますが、さらに一歩を進めて考えると、現在国務大臣の定数は私が指摘申し上げるまでもなく、総理を除いて十七名だろうと思うのですが、この十七名の定数を一名増加したいというところにねらいがある。たまたま官房長官が現在大臣でないのか、こういうところにも配慮があつたのではないかと一応考えられるわけですが、その矢おもてに官房長官は立つたわけ、現在でも官房長官は大臣をあてることが可能なんです、内閣法において、このところの真相をひとつ正直にお伝えいただきたい。

○政府委員(橋本登美三郎君) 別に裏があるわけでもありませんが、実はこの問題はむしろ二つの事情があると思ひますが、一つは、いまおっしゃった第十三条の三項で、国務大臣をあてることができ、こうなつておりますから、国務大臣にすることはできるわけでありまして、御承知のように、現在国務大臣及び各省大臣もしくは長官になつておられる方がなつておるわけでありまして、この方はそれぞれ省もしくは庁を担当しており、したがって、ことに最近はかなり省及び庁というものも予算の上から見ても、仕事の上から見ても、なかなか重要なものになつてまいつております。したがって、一人の国務大臣が幾つかを、ことに異なる幾つかを担当するということとは、實際上無理でありまして、さようなことからして、官房長官は総理大臣が国務大臣でありますからして、まあまあ官房長官は国務大臣であつてなくても、そういうことからしてやむを得ない。どうも官房長官貧乏くじを引いているという形で今日まで行なわれておつたと思ひます。た

だ、昨年もそうでありましたが、ILO条約に関連して総務長官が国務大臣のいすをあてることになりました際に、皆さまの議院の各方面からも官房長官が国務大臣でないことは、どうもはなはだ足らぬところがある、この機会に、というお話も実は裏話ではありますが、ありました。問題は、それとこれとは違ひますので、総務長官の場合はILO条約並びに人事局設置に伴う職責の重大さにかんがみてこれが置かれたのでありますからして、あらためて官房長官が国務大臣である必要を皆さんに御理解願つて、そこで改正法案を出そうという意図は前にありました。ということ

は、一つは、先ほど申しましたように、非常に事務がたくさんになつてまいつて、これを処理するための機構の内容の充実というものとあわせて実はお願いをいたしたわけでありまして、同時に、実際上不便なことは、総理大臣の代理として公式の席上あるいは国会において答弁をする際、実は総理大臣の代理というのは形式上ではなくして、何といひますか、慣例上の話であつて、私が国務大臣を代理できないわけでありまして、さような意味でかつて御承知のように、鈴木官房長官が閉会中に池田総理のかかりでこの委員会に答弁に立つた際に、君は何の資格で委員会に出てきたのだというところのいろいろな問題があつたようでありまして、したがって、仕事の実績から、あるいは内容から考えて、いわゆるきちんと国務大臣であるべきであるという臨調の考え方にもあつたかと思ひますが、さような意味でこの際はぜひ皆さんの御了解を得て、御協賛を得て国務大臣にしてもらいたい、かような意味で内閣法その他の職責上の変更も加えて提案をいたしたような次第であります。

○伊藤道君 次にお伺いしたいのは、予算の編成ということはいさゝか政治の根本的な施策の重要なものであらうかと思ひます。さてそういうことにもかかわらず現状を見ますと、内閣は予算について調整すべき重要な事項であるのに、実際は大蔵大臣が調整しておるのが現状だと思ひ

の関与が十分でない。関係閣僚の何とない、予算閣僚会議といいますが、予算閣僚会議の設置を強く臨調としては指摘しているわけですね。こういう臨調が予算閣僚会議を設置して予算のいわゆる調整をはかるべきだ、そういうことを強く指摘しておられるわけですね。にもかかわらず、現状はほとんど大蔵大臣の所管のようになっておられるわけですね。この点については、従来はそうでありましたけれども、今後はこのままで行くとするのか、この際臨調の答申を尊重するというたてまえからいうならば、やはり将来この方向に沿うて前向きに検討されてしかるべきだと思ふのですが、その点についても伺ひしておきたい。

○政府委員(橋本登美三郎君) 臨調は、おっしゃるとおり、予算閣僚会議というものを設置せよというような答申になっております。私、官房長官の仕事をしてまいりまして、ある意味においてはその必要も考えられます。ただ問題は、いまの国務大臣制度、いわゆる各省大臣ではあるが、同時に国務大臣であるというような形からいえば、はたしてだれとだれとをもつて予算閣僚会議にするかということになればいろいろ問題があるかと思ひます。そこで実際はどういう運営のしかたをいたしておるか申しますと、予算編成期の前にあたつて予算編成に関する基本方針というものを内閣閣議の際にこれが討議が行なわれて、そこで基本方針が閣議の方針としてこれが了解事項として成立を見て、そこでまただんだん予算が編成が進められる途上におきましても重要な事項については閣議に報告されて、これを閣議においてディスカッションをした上で、これがある程度の了解のもとに進められていく、かような方針をとつてやつてまいっております。ただその問題につきましても皆さんの御意見は、より多くさようなことが閣議において十分論議せられるべきではないか、こういう御意見であるとも考えられます。その意味においては従来必ずしも十分なことが行なわれて横の連絡が十分だったと申し上げにく

い点もあるかと思ひますので、少なくとも今後予算の編成にあつては、大蔵大臣の専権事項ではありませんが、内閣が予算を編成するのでありますから、この精神に従つていわゆる予算の重要項目については当然内閣が責任の負える状態において運営上これを処置してまいりたい、かように私は考えており、また、総理もその方針に従つて重要予算の項目については常に閣議でこれが論議を重ねておる、これが実情であります。

○伊藤道雄君 先ほど伺ひしましたように、臨調の答申については各方面にわたつておつて非常に大きな機構であるだけに、先ほど伺ひした内閣府の設置とあるのは総務庁、総合開発庁の設置、これはなかなか短日月に立法に移すことはいろいろな事情で困難であります。けれども、いま私伺ひした予算閣僚会議を設置したり、そして予算の調整をはかるか、あるいは臨調のいう補佐官制度を強化する、こういうことはほんとうに内閣にやる気があればできる問題ではなからうか。また、できる問題から一つ一つてきばきと片づけていくことによって初めて臨調の答申を尊重するゆゑにもなるかと思ふのです。そこでこの問題についてはやはり臨調の答申の中でも非常に大事な一つの部門であらうかと思ふので、これに対する今後どういう取り組みでいかれるのか、このことに対するひとつ官房長官の心組みを伺つておきたいと思ふのです。

○政府委員(橋本登美三郎君) おっしゃることは十分よくわかります。また、御意見も答申の意見もそのとおりでありますからして、それを尊重して実現の方向に持つてまいりたいと思ひます。従来の方針としてはこれを法制化することがなかなか困難な事情がありますので、名前は予算とはいつておりませんが、経済政策決定会議を主要閣僚でこれを運営上やつてまいり、重要な経済政策あるいは予算の項目等については随時会議を開いて運営上はこれをやつてまいり、これを法制化しするが、いまおっしゃることは、これを法制化したらどうか、こういう意味であらうかと思ひま

す。それらについても今後十分検討を進めてまいりたい、かように考えております。

○伊藤道雄君 この臨調の答申を見ますと、国務大臣の在任期間は平均九カ月くらいだと指摘しておられるわけですね。大臣にせつなくなつて、九カ月くらいでどんどんかわつてしまふということになります、なかなかこれは、ようやくなれたことになつてしまふということ、相当支障があるのではなからうかと思ふのです。やはり本来の使命達成のためにはある程度の期間が必要ではなからうか。一つの例を申し上げますと、これはきょう在日米軍と防衛庁で新聞発表があつたようですが、例の水戸の射撃場の移管問題に伴なり、太田大泉の飛行場の返還問題、これは三十四年当時、赤城防衛庁長官から今日まで、三十四年当時から八年たつておりますが、その間に防衛庁長官は現在の松野長官は十一代目、赤城さんから数えて、八年に十一代かわつておる。一つはそういうところに私は善意に解釈すれば、大臣がそういうふうな短期に、九カ月くらいでかわつていますから、やる意思が全然ないとは言わぬまでも、やるうとする、かわつてしまふということ、八年に十一代の防衛庁長官がかわつておる。まだ最終決定ではないと思ひますが、ようやくめどがつきかつかつた。まあ一つの例ですがね。というふうな平均九カ月では、あまりにも短か過ぎるのではないかと、臨調もそういう点を指摘しておられるわけですね。このことに対する長官の考えはどうなんですか。

○政府委員(橋本登美三郎君) 御意見のとおりだと思ひます。私も建設大臣を四カ月半でやめました。たが、これでは全く仕事のやりようがない。ただ一つ新道路五カ年計画を、案だけをきつてついに国会には、出て答弁をする機会を与えられなかつたぐらゐに早く消えうせたことがありますが、全体として、さような九カ月余ぐらゐの短い期間では好ましいことと思つておりません。ただ平均すればそうであるが、これは戦後の計数のようでありますが、ある種の大臣については、

必ずしも一年でかわつてゐるのではないわけでありまして、二年――三年の例はあまり少ないわけでありまして、二年ぐらゐやつておる大臣もあるわけでありまして、最近では、次官、局長に至るまで大臣に限らず、最近では、次官、局長に至るまでわずか一年か一年半でかわる傾向は全く好ましくないと思ひます。特に局長とか次官というものは、その道において専門の知識を必要とするものは、少なくとも三年ぐらゐは次官、局長というものはやつていくというぐらゐでない、これは仕事の能率があがらないのみならず、ほんとうにこの仕事を追求していくという面からも非常な不利益があるかと思ひます。大臣にしても、できればもちろん二年、三年、イシコフ漁業大臣は二十六年だと言ひますが、これほどやらなくてもいいでありまして、できるだけ、ある程度は安定した地位を与えるというところは好ましいことである。ただ種々なる事情があつて、御承知のような事情もありまして、うから、なかなか十分な期間が与えられないというところは残念に思つておりますが、おっしゃるようには、できるだけ安定した立場で仕事が進められるということが好ましいと私も考えております。

○委員長(熊谷太三郎君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(熊谷太三郎君) 速記を起こして。

それでは暫時休憩いたします。

午後六時五十二分休憩

午後十時五十五分開会

○委員長(熊谷太三郎君) 委員会を再開いたします。内閣法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。関係当局の御出席は、橋本内閣官房長官、竹下同副長官、高柳内閣審議室長、吉國內閣法制次長、以上の方々でございませう。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○鬼木勝利君 官房長官に時間がないので一つだけお尋ねします。内閣法のこの改正については、きょう昼にもその話がありましたが、臨時行政調査会の答申とこれは密接な関係があると私は思うんですが、臨調の答申とややかけ離れた改正案であれば、これは当然国会で相当審議の過程できびしい批判を受けることはこれは当然のことだと思ふんですが、今回内閣調整官あるいは報道官が修正削除されるようなことになったことは私は当然のことだと思ふんですが、官房の強化であつて、内閣の強化でない、臨調の答申とだいぶ食い違つておる、このように思ふんですが、官房長官は臨調の答申を尊重するとはおっしゃつてゐるが、事実あなたは尊重するお気持ちがあるのかないのか。これは衆議院のほうで修正削除されたという点については当然のことと私は思ふんですが、そういう点について官房長官の御答弁を願ひたい。時間がありませんので、なるべく簡単にひとつ願ひます。

○政府委員(橋本登美三郎君) 御意見のごとく、今回の内閣法の改正は必ずしも臨調の答申に従つて出したものではありませんで、現在の内閣官房における業務量、事務量が非常に激増した、これに対する措置であります。臨調の答申につきましては、これは福田管理庁長官からも御説明がありましたように、政府としては前向きに抜本的な方針については目下検討を重ねておる、かような状態であることを御了承願ひたいと思ひます。

○鬼木勝利君 臨調の答申は内閣の機能強化が取り上げられておる、かように私は解釈しておる。内閣は行政の統一性の保持、内閣と政党との連絡、行政機関相互の連携を緊密にするんだ、こういう機能強化が必要である。それに今回は官房の強化であつて、官房長官を大臣にする、ただそのことだけにどまつておるようであります、そういう点について、その事情について、経緯について簡単にうかがいますから、説明を願ひたい。

○政府委員(橋本登美三郎君) 御承知のように、内

閣官房長官は現在の内閣法におきましても国務大臣をあてることができ、こうなつております。しかし、実際問題として各省庁の責任者が国務大臣でなければ非常に不便な場合が多いことは御了承願ひたいと思ひます。したがつて、従来官房長官に国務大臣をあてることが實際上できない。しかしながら、内閣官房長官が総理にかつてある意味における仕事をする場合において、もちろんこれは身分上かわかることはできませんけれども、この場合においてやはり国務大臣であることが必要である場合は多々あるわけでありまして、さういふことからして同時に報道官あるいは調整官といふことで、なるほど臨調の抜本的な方針とはほど遠いのでありますけれども、内閣官房をある意味において強化することによつて漸次それに近づけるといふ考え方もあつたわけでありまして、御意見のうな御意見も衆議院においても行なわれ、当参議院においても行なわれておるわけでありまして、そこで衆議院において何といひますか、こぶを取られた形になる、私はこぶとは思ひなかつたのであります、結果的にいへばさういふ考え方に私も同意をいたしまして、そこでこのやうな結果になつて、官房長官の職責としてはやはり国務大臣であることが好ましいといふことからお願いするやうになつたわけでありまして。

○鬼木勝利君 この改正案の中に盛り込んでおる内閣官房長官の国務大臣昇格といふことは、これは内閣の機能強化のための一面といふことも考えられないことではないと思ひます。が、しかし、こういう場合に内閣の補佐官制度、いわゆる補佐スタッフといひます、さういふものの新設をなぜ提案しなかつたか、なぜそれをあなたは提案し続けていかなかつたか、その間の理由をはつきりひとつ……

○政府委員(橋本登美三郎君) 御承知のように、補佐官制度は内閣を強化する一つの大きな柱として、内閣補佐官制度といふものを臨調で答申されております。この機において、内閣制度における抜本的な問題でありますので、政府としても前向

きに検討はいたしてあるわけでありまして、ただ今日それを提案する機会に至つておらない。今後とも全体等を検討した上で十分に検討してまいりたい、かように考えております。

○鬼木勝利君 じゃあ時間がございませぬので最後に一問。これは大体時間を十分かけてお尋ねしたいのですけれども、この新聞紙上あたりでもこれはよくいつておることで、予算編成のあり方でございまして、臨調の答申の中でもこれは書いてあつたと私はよく承知しておりますが、予算編成に際して与党の行政府に対する要求が非常に強くそして多い。そのため内閣は強力にこれを指導するところの力が弱い。指導力が發揮できない。そこで内閣を強化しなさいといふといふやうなふうに私は解釈しておるんですが、こういうことを指摘しておるんですが、なるほどこれは予算編成の事実上の立て役者は大蔵大臣であると思ひますけれども、当然であると思ひつけけれども、このために非常にわれわれ迷惑しておる。この点長官はどのようにお考えになつておるか。こういう面からも内閣の強化といふことを考えていられしやるのか、また、こういうことをいかにやうにあなたは考えていらしやるのか、この点は十分私は時間をかけてお聞きしたいのですけれども、時間がございませぬので、あなたのお答えだけでよろしい。

○政府委員(橋本登美三郎君) 御意見のごとく、予算の編成権については、臨調からお話のやうな答申がありました。予算編成権はこれは内閣にあるわけであるからして、その所管大臣として大蔵大臣が事務的なことを行なうわけでありまして、従来の閣議において予算編成については種々十分なる検討を加えてまいつておりますが、なおお説のやうな御意見がございまして、かつまた、臨調もそのやうなことを答申されましたので、今後ともこれは検討してまいりたいと思つておる次第でございます。

○鬼木勝利君 じゃあ私の質問はこれで打ち切ります。

○委員長(熊谷太三郎君) はかに御発言もないやうでございまして、質疑は尽きたものと認めま

それではこれより討論に入ります。御意見のおありになる方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないやうでございまして、それではこれより採決に入ります。内閣法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませぬか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さうに決定をいたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、審議会等の整理に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。
なお、関係当局の御出席は、福田行政管理庁長官、井原行政管理局長、岡内審議官、以上の方々にございまして。
御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○多田省吾君 自民党と社会党の党内事情のために私も時間をかけて質問したいのだけれども、時間がないうこと、残念ながら五分間くらいしか質問できませんけれども、審議会の整理については国民が長い間望んできた問題でもあり、また、佐藤首相にしても、初閣議から一週間したとくに審議会、懇談会の活動してないものは調査の上廃止したらどうかという話もあつたやうであります、いままで非常に長引きまして、また、自民党内に九十九くらい廃止するという案もあつた

そうですが、やっと三十四ばかり廃止することになりました。きまつたわけですが、私は、この政府の審議会のあり方について非常な疑問があると思います。夕方の質問にも出ましたけれども、一人で十六、十七の審議を兼任している審議屋というような悪評もこうもつていっている方もあるし、また、古手官僚の救済機関ではないかという声もあり、また、政府は審議を開いてそれを隠れみのにしておるという姿もあります。最近の審議会を見ても、たとえば臨時私立学校振興方策調査会、これは昨年の四月にできたわけであり、早く動き出したという姿もある、また、航空審議会の新東京国際空港の答申が三十八年の十二月になされたのに、政府はそれをほごにして二年間もほうっておいた、そういう答申尊重の精神がないということもあるし、また、選挙制度審議会のように九割まで小選挙区制の持論者を審議会のメンバーに選んで、もう審議会が始まる以前からすでに答申案がこういうものが出るだろうということが予測されたような姿もあるわけです。また、このたびは審議会の整理といながら、建国記念日の審議会というようなぶざまなものを設けて、しかもそれが半年後に政令によって決定されるというような姿もございます。そういう姿に対して長官はどのように思われるか。

またもう一つは、現在三十四整理されるわけであり、また、第二段階、第三段階としてどのように整理されるか、すなわちいまの三十四というものは、いまもう全然不要で開かれていないような審議会ばかりであるし、今後また、そういう不要なものがたくさんあると思えますけれども、どういふ姿で整理していくか、これだけ質問しまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(福田繁春君) いわゆる審議会等の在来のあり方についての御指摘の数々の欠点につきましては、全く同感でございます。しかし、今度の三十四の整理あるいは統合の対象というものは、先般この委員会でお答えしたとおりでありまして、従来、ようやく五つないし六つぐらしかできなかったものが、相当、三十四までの実績をあげたものと私は考えております。ただ、目標よりはまあはるかに遠い数でありますので、これは単なる第一段階で、今後も、閣議決定あるいは了解の原則のもとに、きびしい態度で、不要不急のもの等につきましては強き整理統合を続けていく考えでございます。したがって、今度の三十四の整理統合は第一段階と見ていただきたいと思います。今後整理と並行いたしました十分掘り下げ、真に国民の世論に沿う姿にまいりたいと、こう考えておる次第でございます。

○委員長(熊谷太三郎君) ほかには御発言もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めさせていただきます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありになる方は、賛否を明らかにして御発言をお願いいたします。――別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めさせていただきます。それでは、これより採決に入ります。審議会等の整理に関する法律案を問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(熊谷太三郎君) 総員挙手と認めさせていただきます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、請願を議題といたします。本委員会に付託されました請願は、第三五号返職公務員の恩給、共済年金等に関する請願外三百七十件でございます。これらの請願は、便宜、委員

員長及び理事打合せにおきまして慎重検討、協議を行ないました結果、お手元に配付いたしました資料のように、国家公務員関係で六十八件、恩給共済関係で百五十三件、防衛関係で一件、以上合計二百二十二件の請願は、議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと意見が一致した次第でございます。

右の一致しましたとおり、審査決定することに御異議はございませんか。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認めさせていただきます。よってさように決定いたしました。

○委員長(熊谷太三郎君) 御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 次に、継続調査要求につきましましておはかりいたします。国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防の調査に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、両件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

査並びに国防の調査に関する調査の継続調査が議決された場合、これらに関する調査のため、閉会中委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認めさせていただきます。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等、並びに、議長に提出する要求書の作成等につきましても、便宜これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(熊谷太三郎君) 御異議ないと認め、さように決定いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後十一時三十分開会

○理事(柴田栄君) ただいまから内閣委員会を開いたいたします。

継続調査要求につきましてはおかりいたしました。旧勲章年金受給者に関する特別措置法案は、閉会中もなお調査を継続することとし、本案の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後十一時三十九分散会

〔参照〕

内閣委員会付託請願中採択一覽(計二二二件)

(国家公務員関係)

六八件

第六七六号 国立大学教官の待遇改善に関する請願 ほか六三件

第七三九号 寒冷地給与改善に関する請願 ほか二件

第一二〇二号 宮城県一迫町地域の寒冷地級引上げに関する請願

(恩給、共済関係)

一五三件

第四〇号 旧軍人恩給に関する請願 ほか一〇一件

第一〇五号 傷病恩給等の不均衡是正に関する請願

第一七八号 戦病者の恩給裁定基準引上げ等に関する請願 ほか一件

第三〇四号 元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願 ほか二八件

第八五〇号 各種共済組合法の増加恩給受給権者に対する不均衡是正に関する請願 ほか一七件

第二九四〇号 元南洋庁から国際電気通信株式会社パラオ支社に移管された職員の恩給等に関する請願

(防衛関係)

一件

第一一五九号 茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願

六月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

(予備審査のための付託は三月十七日)

一、防衛庁設置法及自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

(予備審査のための付託は六月二十一日)

一、内閣法の一部を改正する法律案

(予備審査のための付託は二月二十八日)

一、審議会等の整理に関する法律案

(予備審査のための付託は五月三十一日)

内閣法の一部を改正する法律案

(小字及び「は衆議院修正の部分」)

第十二条第二項中「及び」を「並びに」に改め、「収集調査」の下に「及び広報を加える。

第十四条の二第三項中「事務」の下に「(広報に係るものを除く。)」を加え、同条第五項中「命を受け」の下に、「内閣官房の事務のうち前三項の事務以外のものを掌るほか、」を加える。

第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二 内閣官房に、内閣調整官及び内閣報道官一人を置く。

2 内閣調整官は、第十二条第二項の事務のうち財政経済政策に関する総合調整に係るものにつき、内閣官房長官の職務を助ける。

3 内閣報道官は、第十二条第二項の事務のうち広報に係るものにつき、内閣官房長官の職務を助ける。

第十六条第一項中「第十四条の二」を「第十四条の三」に改める。

附 則

(国家公務員法の一部改正)

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項第八号中「内閣官房長官」を削る。

第六号の二を第六号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

五の二 内閣調整官

六 内閣報道官

第二条第三項第八号中「内閣官房長官」を削る。

る。

4 (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第四号を削り、第四号の二を第四号とし、第五号の二を第五号の四とし、第五号の次に次の二号を加える。

五の二 内閣調整官

五の三 内閣報道官

別表第一中「内閣官房長官」を削り、「内閣官房副長官」を「内閣調整官」に改める。

5 (国会法等の一部改正)

次に掲げる法律の規定中、「内閣官房長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に、「内閣調整官、内閣報道官」を加える。

一 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十九条及び第四十二條第二項

二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十條第一項

三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十九條第一項第一号

昭和四十一年六月四日印刷

昭和四十一年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局